



広報

おみい友

No.282
2021.12



火の用心、年末年始は 火の始末に注意しましょう！

11月17日(水)、さくら保育所で防火教室が行われました。

議会だより	2
自家水等使用者緊急支援給付金事業	3
会計年度任用職員登録者募集	4
さくら保育所入所申込受付	4
子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ	5
成人式のご案内	6
事業者支援金給付事業	6
保健師からのお知らせ	18

上板町議会だより

◎令和3年第2回臨時会の概要

第2回臨時会が、10月20日に開かれました。

松田町長の宣誓、所信表明及び提出議案提案理由の説明の後、令和3年度上板町一般会計補正予算（第3号）が可決されました。

また、議長・副議長の辞職による選挙を行い、議長に本浄敏之氏、副議長に安田孝子氏が当選いたしました。各常任委員会委員、特別委員会委員、一部事務組合議会議員が次のとおり選任されました。

就任のごあいさつ



議長 本浄敏之 副議長 安田孝子

私たちは、令和3年第2回臨時会において、議長及び副議長に当選いたしました。身に余る光栄であると同時に、責任の重大さを痛感いたしております。

今後におきましては、一生懸命上板町の活性化と、住民福祉の充実に努力いたす所存でございますので、一層のご指導ご協力をお願い申し上げまして就任のあいさつといたします。

退任のごあいさつ

前議長 鈴木幸三 前副議長 坂東泰幸

私たちは、議長及び副議長の要職に就かせていただき、明るい町政の確立と円滑な議会運営を心がけて参りました。幸いにして皆様のご協力をいただき、その職責を果たし得ることができ、心から厚くお礼を申し上げます。これからも町政発展のため微力ながら、努力いたしたいと思っております。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。退任のあいさつといたします。



常任委員会・特別委員会委員

◎は委員長、○は副委員長

総務常任委員会（6名）

◎鈴木 幸三 ○岩野 角雄 坂東 泰幸
前田 忠道 柏木美治代 安田 孝子

厚生常任委員会（6名）

◎坂東 泰幸 ○村上 浩一 本浄 敏之
鈴木 幸三 富永 志郎 岩野 角雄

産業建設常任委員会（6名）

◎村上 浩一 ○吉岡 薫 本浄 敏之
青山 紘一 安田 孝子 乾 崇

議会運営委員会（6名）

◎富永 志郎 ○吉岡 薫 前田 忠道
青山 紘一 柏木美治代 乾 崇

議会改革特別委員会（6名）

◎鈴木 幸三 ○岩野 角雄 坂東 泰幸
青山 紘一 柏木美治代 吉岡 薫

防災対策特別委員会（6名）

◎前田 忠道 ○安田 孝子 富永 志郎
岩野 角雄 村上 浩一 乾 崇

人権対策特別委員会（6名）

◎安田 孝子 ○吉岡 薫 本浄 敏之
岩野 角雄 村上 浩一 青山 紘一

一部事務組合議会議員

板野西部消防組合議会

本浄 敏之 安田 孝子 坂東 泰幸
鈴木 幸三 村上 浩一

板野西部青少年補導センター組合議会

本浄 敏之 安田 孝子

阿北環境整備組合議会

本浄 敏之 安田 孝子

徳島県後期高齢者医療広域連合議会

本浄 敏之

中央広域環境施設組合議会

本浄 敏之 安田 孝子



（敬称略）

たつみ ひろみ 東京2020パラ五輪 辰己 博実選手(上板町出身)が訪問されました。



本年8月に東京で開催された東京2020パラ五輪で男子カヤックシングル KL2 (運動機能) 日本代表の辰己博実選手が訪問されました。

辰己選手は9月2日、3日のレースに出場され、世界の強豪選手としての力を削りました。

松田町長は健闘を称え、労をねぎらうとともに、今後の活躍にも期待されておりました。



● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

四国防犯功労者表彰おめでとうございます

令和3年10月20日、上板町防犯推進委員協議会高瀬分会の堂本家正氏が四国防犯功労者表彰を受けられました。

堂本氏は多年にわたり地域防犯活動に努められ、安全安心のまちづくり及び青少年健全育成活動に尽力されました。

その功績が認められ、今回の受賞となりました。

栄えある受賞をたたえとともに、今後ますますのご活躍をお祈りしています。



● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

民間の賃貸住宅にお住まいの方へのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、民間の賃貸住宅に入居している世帯の支援を行います。該当する方(世帯主)は申請してください。

給付対象者 直接水道課と給水契約を締結していない民間の賃貸住宅に入居している世帯で、令和3年11月1日から申請日まで住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主

給付額 1世帯あたり6,000円

申請方法 申請用紙に必要事項をご記入いただき、添付書類を添えて役場総務課に提出してください。(申請用紙は総務課にご用意しています。また、町公式ホームページからダウンロードできます。)

その他、電子申請もご利用いただけます。詳しくは町公式HP (<https://www.townkamiita.jp/>) をご覧ください。

申請期限 令和4年1月31日

給付方法 申請書に記入いただいた世帯主の口座へ振込みします。

詐欺にご注意ください。

この給付金に関して、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、手数料の振込みを求めることは絶対にありません。

● お問い合わせ ● 上板町役場 総務課 ☎ 088-694-6801

令和4年度 上板町会計年度任用職員の登録者を募集します



会計年度任用職員とは、1会計年度（4月1日から翌年3月31日）を最長の任期とする非常勤の地方公務員です。上板町において人材が必要となった場合に、登録者の中から1会計年度内を任期として採用します。

募集職種

事務補佐員 等
■資格 運転免許を有する者等
保育士、幼稚園助教諭、栄養士、調理師、社会福祉士 等
■資格 応募する職種に必要な資格・免許及び運転免許を有する者等
事務補佐員《障害者対象》
■資格 身体障害者手帳等を有する者等

※登録に際し、年齢要件はありません。

勤務日数及び時間

原則1日7時間30分（休憩60分）、週5日間、計37時間30分以内の勤務
休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
※配属場所により、始業時間や終業時間、休憩時間、休日異なる場合があります。

基本的な勤務条件

報酬：月額、日額又は時間額で支給します。
期末手当、通勤に係る費用等：一定の条件を満たす場合は支給対象となります。
社会保険等：任用期間や勤務時間等の一定の条件を満たす場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・公務災害（勤務場所により労災保険）の適用があります。

名簿登録期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日の1会計年度内

登録申込み方法

令和4年度上板町会計年度任用職員登録申込書と運転免許証（写し）を総務課に提出してください。

保育士、幼稚園助教諭、栄養士、調理師、社会福祉士等、資格・免許を必要とする職種については、資格証または免許状（写し）、令和4年3月31日までに当該資格・免許を取得見込みの場合は取得見込証明書、事務補佐員等《障害者対象》区分については、身体障害者手帳等（写し）も添付してください。

令和4年度上板町会計年度任用職員登録申込書は総務課で入手してください。上板町ホームページからも印刷できます。

申込み期間

令和3年12月6日（月）から令和3年12月24日（金）まで
※郵送の場合、令和3年12月24日の消印分まで。

採用方法

登録申込書を提出されると、上板町会計年度任用職員登録者名簿に年度内登録します。

登録者の中から書類選考を行い、選考通過者の面接を実施し、採用者を決定します。

採用は、原則として令和4年4月1日以降です。

募集職種、職務の内容、資格要件、勤務条件等について詳細は、上板町ホームページに掲載しますので、ご確認ください。
令和3年度に登録されている方も令和4年度は新たに登録してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 総務課 ☎ 088-694-6801

令和4年度 さくら保育所入所申し込み受付

令和4年度に、さくら保育所へ入所を希望される乳幼児の保護者の方は、入所申込書を受付期間中にさくら保育所へ提出してください。入所申込書は、さくら保育所または、役場民生児童課にあります。（令和3年11月29日から配布開始）

また、年度途中での入所を希望される方も、この期間中に申し込みをしてください。（受付期間終了後の申し込みは、受付できません。）



保育を希望する場合は、保育を必要とする事由に該当することが必要です。

- ①就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内労働など、基本的に全ての労働を含む）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居または、長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（3か月以内）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業（継続利用が必要である場合）
- ⑩その他①～⑨に類する状態として町が認める場合

入所対象児

満6か月～3歳児まで
（平成30年4月2日以降に生まれた乳幼児）

受付期間

令和3年12月1日～令和3年12月10日
（土・日・祝は除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時

受付場所 上板町立さくら保育所

● お問い合わせ ● 上板町立さくら保育所 ☎ 088-694-8180

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※この給付金は全国一律で実施される制度です。

■ひとり親世帯分

●支給対象者

以下、(1)~(3)のいずれかに該当する方

- (1)児童扶養手当受給者（申請不要）
令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方は既に支給しております。
- (2)公的年金給付等受給者（民生児童課窓口にて申請が必要）
公的年金等（注記1）を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。（注記2）
（注記1）「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
（注記2）既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童

扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象です。

- (3)家計急変者（民生児童課窓口にて申請が必要）
令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

●給付金額

児童1人当たり一律5万円

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の申請に関する詳しい内容や申請様式については、ホームページをご覧ください。



■その他世帯分

●支給対象者

以下の(1)(2)(3)のいずれかに当てはまる方が対象となります。

- (1)令和3年4月分の児童手当を受給されている方（公務員以外の方）、または特別児童扶養手当を受給している方で令和3年度住民税均等割が非課税の方
※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童も対象となります。
- (2)令和3年3月31日時点で18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育する父母等（公務員以外の方）で令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方（家計急変者）
※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童も対象となります。
- (3)上記以外の方（高校生のみ養育している方、公務員など）で令和3年度住民税均等割が非課税の方
※すでに子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けている方は対象外となります。

●給付金額

児童1人当たり一律5万円

●申請方法

- (1)に該当のある方
申請は不要です。児童手当または特別児童扶養手当を支給する金融機関の口座へ、振込みにより支給しております。
※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童を養育する父母等（公務員以外）の対象となる方につきましては、児童手当認定後に案内通知を発送する予定です。
- (2)に該当のある方
申請が必要です。支給対象となる場合は、令和4年2月28日までに必要書類を提出（郵送可）してください。



(必要書類)

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・受取口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）
- ・簡易な収入（所得）見込額の申立書
- ・申立書記入の収入額がわかる書類（給与明細書、年金振込通知書等）

(3)に該当のある方
申請が必要です。支給対象となる場合は、令和4年2月28日までに必要書類を提出（郵送可）してください。

(必要書類)

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書
- ※公務員（児童手当法第17条第1項に規定する「公務員」の方）は申請手続きが必要です。帰属庁（職場）から申請書に証明（児童手当受給状況）を受け、申請時に民生児童課まで提出してください。
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・受取口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）

●注意事項

- ・給付金の支給後、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
- ・給付金の支給後、修正申告により住民税（均等割）が課税されるようになった場合は、民生児童課までご連絡をお願いします。
- ・申告がお済でない方、収入がなかったため申告をしていない方等は速やかに所得の申告をしてください。申告をされていない場合、速やかに支給できない可能性があります。

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の申請に関する詳しい内容や申請様式等については、ホームページをご覧ください。

● お問い合わせ ●

厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター
上板町役場 民生児童課

☎ 0120 - 811 - 166（平日9:00 ~ 18:00）
☎ 088 - 694 - 6811（平日8:30 ~ 17:15）

令和3年 上板町成人式(延期分)のご案内

日時 令和4年1月2日(日) 受付9時30分～ 式典10時00分～
式典終了後に、出席者全員で記念写真撮影を行います。

会場 上板町農村環境改善センター 多目的ホール

対象者 平成12(2000)年4月2日～平成13(2001)年4年1日生まれの方



※平成27年に上板中学校を卒業された方および本年度に上板町に住民票がある対象者の方には案内をお送りしています。

令和4年 上板町成人式のご案内

日時 令和4年1月2日(日) 受付13時00分～ 式典13時30分～
式典終了後に、出席者全員で記念写真撮影を行います。

会場 上板町農村環境改善センター 多目的ホール

対象者 平成13(2001)年4月2日～平成14(2002)年4年1日生まれの方



※平成28年に上板中学校を卒業された方および本年度に上板町に住民票がある対象者の方には案内をお送りしています。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、内容を変更する場合がありますのであらかじめご了承ください

事業者の皆様へ

上板町事業者支援金給付事業について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少し、経営に影響を被っている事業者の皆様に対し、経営継続の下支えを図ることを目的とし、上板町が予算の範囲内において支援金を給付していますが、次のとおり申請方法の一部を改正しました。

対象者

上板町内に本店を有する法人または本町に住民登録のある個人事業者で、営業の実態があり今後も事業を継続する意思がある事業者。

◇令和元年分、または令和2年分の確定申告書の事業収入金額と、令和3年1月から10月の収入金額と令和3年11月、12月の収入見込金額を加算した金額とを比較し、**20%**以上減少していること。
※事業収入(営業収入・農業収入)金額が、総収入金額の50%以上ある事業者であること。

申請方法

上板町事業者支援金給付申請書(兼請求書・誓約

書)に次の書類を添付して上板町産業課まで提出してください。

- ・収入金額減少率計算書(様式第2号)
 - ・令和元年分または令和2年分の確定申告書の写し
収入金額が確認できる書類(確定申告書B、町民税等申告書、収支内訳書など)
 - 法人に関しては、該当年月の法人事業概況説明書(月別の売上高等の状況)等
 - ・令和3年分事業収入金額確認書類(売上帳簿など)
 - ・本人確認書類の写し ※代表者(代理人も含む)
 - ・振込口座通帳の写し
 - ・その他町長が必要と認める書類
- ※申請様式は、上板町ホームページよりダウンロードできます。

支給額 5万円を給付します。(1回限りとなります。)

申請期限 令和3年11月1日(月曜日)から
令和4年3月10日(木曜日)まで

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎ 088-694-6806 FAX 088-694-5903

病児保育事業のご案内

お子さんが病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者が就労しているなどの理由で家庭で保育ができないときに、お子さんを一時的に預かる事業です。

利用対象者

徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の乳児・幼児又は小学校に就学している児童。
※徳島赤十字乳児院については、乳児・幼児のみ利用可能です。

実施施設

お住まいの市町村に関係なく、次のどの実施施設でも利用することができます。

施設名	所在地・電話番号	受入定員	利用できる日時
徳島市	ふじおか小児クリニック ☎ 088-622-0012	それぞれ 6人	月～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日及び8月12日～8月15日 12月29日～1月3日は除きます。
	田山チャイルドクリニック ☎ 088-633-2055		
	愛育小児科 ☎ 088-635-2299		
	えもとこどもクリニック ☎ 088-664-8580		
	ひなたクリニック ☎ 088-678-5461		
	末広ひなたクリニック ☎ 088-624-8660		
小松島市	徳島赤十字乳児院 ☎ 0885-32-0555	3人	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:30～16:30 ※日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は除きます。
石井町	伊勢内科小児科 ☎ 080-6391-9523	6人	月～土曜日 8:30～18:00 日曜日、祝日及び年末年始は除きます。
北島町	北島こどもクリニック ☎ 088-697-2281 (8:00～9:00) ☎ 088-697-2221 (9:00～)	6人	月～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日、休診日及び12月29日～1月3日は除きます。
藍住町	富本小児科内科 ☎ 088-678-2111	6人	月～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日及び休診日は除きます。

対象となる病気 かぜ、消化不良症（多症候性下痢）などの子どもが日常かかる疾患や、はしか、水ぼうそう、風しんなどの感染性疾患、喘息などの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患など。

※当面の症状の急変は認められないが、「病気の回復期に至っていない」または「回復期であっても集団保育は困難である」と認められるもの。
 ※徳島赤十字乳児院は医療機関ではないため、はしか、百日せき、インフルエンザなどの強い感染性疾患のお子さまはお預かりできません。

利用期間 集団保育が困難で、かつ保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由でやむを得ず家庭で保育ができない期間。

準備物

① **昼食** …実施施設でも用意できますが、金額など実施施設によって異なります。事前にご確認ください。

② **着替え一式、バスタオルなど**

③ **薬** ………かかりつけの医療機関等で出されているものがあれば持参してください。

- ・利用前の医療機関での診察（利用手順②）の時には、**利用申請書**、保険証、印鑑などが必要となります。
- ・利用申請書は、市町村担当課窓口、実施施設、保育所、幼稚園、認定こども園等に備えています。また、各市町村ホームページからも印刷できます。

利用料金 1人当たりの日額 1,800円

※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税が均等割のみ課税の世帯は900円となります。
 ※利用料は、父母及び同一世帯者の課税により算出します（4～8月は前年度、9～3月は現年度で利用料を決定）。課税状況が確認できない場合は、一旦1,800円をお支払いいただき、課税証明書の提出をもって払い戻しいたします。
 ※当該事業利用料以外の診察料などがかかります。

利用手順

1 空き状況の確認・予約

前日または当日、電話などで利用を希望する実施施設へ直接お問い合わせください。

2 利用前診察

前日または当日、かかりつけ医等で受診し、利用申請書の医師記入欄に「**保育可能確認**」を記入してもらってください。

※利用前診察は、徳島赤十字乳児院を除き、実施施設でも受けることができます。
 ※当該事業利用料以外の診察料などがかかります。

3 サービスの利用

当日、実施施設へ利用申請書を提出し、サービスを受けてください。

4 利用料金の支払い

当日、サービス終了後、お子さんを迎えにきた時にお支払いください。

利用上の注意

- ① 利用に際しては、実施施設からの指示を必ずお守りください。
- ② 保育中に病状に変化があった場合、サービスを中止し お迎えをお願いすることがあります。
- ③ 土曜日に利用する場合は、できるだけ金曜日のうちに実施施設へ予約してください。
- ④ 利用をキャンセルする場合は、お早めに実施施設まで連絡してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎ 088-694-6811



ごみ処理経費等について

令和2年度のごみ（一般廃棄物）処理経費等についてお知らせします。

令和2年度のごみ処理経費の総額は、209,907千円となっており、一般会計に占める割合は3.3%です。

この経費の内、中央広域環境施設組合への負担金が166,638千円となっており、この負担金を削減するためには、ごみ減量化と資源物の再資源化を推進していくことが重要です。町民の皆様並びに事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

ごみ処理に係った経費の推移

(単位：千円)



◇ごみ処理経費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ処理に係った経費	269,047千円	270,106千円	277,855千円	265,298千円	209,907千円
一般会計に占める割合	5.7%	5.3%	5.9%	5.8%	3.3%

※数値は、一般廃棄物処理実態調査結果より。

◇ごみ処理経費内訳

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組合負担金	229,260千円	230,589千円	234,745千円	214,266千円	166,638千円
人件費・処理費	30,447千円	31,071千円	31,668千円	32,202千円	30,883千円
委託費	3,284千円	3,238千円	3,622千円	3,683千円	4,254千円
その他	6,056千円	5,208千円	7,820千円	15,147千円	8,132千円

※人件費は、ごみ処理に係る一般職の人件費と収集運搬に係る人件費。

※処理費は、収集運搬費に係る人件費以外の経費。

※委託費は、中間処理費（リサイクル）及び最終処分費等。

※その他は、指定ごみ袋製作費、ごみステーション整備費、リサイクルセンター管理費、車輛購入費等。



◇ごみ処理コスト

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1kg当たりの処理経費	70円	72円	75円	72円	58円
1人当たりの処理経費	21,854円	22,231円	23,106円	22,331円	17,714円

※1kg当たりの処理経費は、ごみ処理に係った経費÷（家庭系ごみ量＋事業系ごみ量）。

※家庭系ごみ量は、各ご家庭から排出された可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・大型ごみの量。

※事業系ごみ量は、事業所から排出された可燃ごみの量。

事業系可燃ごみは、ごみステーションには出せません。

※1人当たりの処理経費は、ごみ処理に係った経費÷当該年度の年度末住基人口。



◇ごみ処理に係る収入

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資源物売り渡し収入	3,833千円	4,406千円	2,996千円	2,559千円	899千円
諸収入	11,905千円	12,651千円	12,753千円	13,473千円	12,031千円

※資源物売り渡し品目は、古紙類・ペットボトル・布類・缶類・鉄類等です。

※諸収入とは、指定ごみ袋販売代金及び大型ごみシール交付手数料です。



● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 088-694-6813

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度を設けております。

(補助金額) **生ごみ処理容器** (例: コンポスト・EM 菌等使用容器)
購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

電気式生ごみ処理機 (例: 乾燥式・バイオ式)
購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。

お電話一本で予約受付致します。

補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。



生ごみを堆肥にするんじゃ。
たくさんの応募待っておるぞ。



● 手続き方法など詳しくは ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 088-694-6813

12月は不法投棄防止強化月間です

みんなで町内の道路沿いや空き地に、空き缶やペットボトル、ビニール袋などが捨てられているのを見たことはありませんか。また、人目に付かない山間部や河川に家具や家電製品などが捨てられているのを見たことはありませんか。

このように、要らなくなったものを自分勝手にどこへでも捨ててしまうことを「ポイ捨て」「不法投棄」といいます。

「ポイ捨て」「不法投棄」は法律や町の条例でも禁止されており、決して許されない行為です。

ボランティアの方々がいくらきれいにごみを撤去しても、ごみが捨てられるという残念な状況も見られます。私たち一人ひとりのマナーと協力で「ポイ捨て」「不法投棄」をなくし、私たちの大切な生活環境を守りましょう。



ポイ捨て・不法投棄は犯罪です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、上板町環境美化の推進に関する条例でも「何人も公共の場所等及び他人が占有する場所にごみをみだりに捨ててはならない。」と定められています。

法律に違反すると5年以下の懲役若しくは1千万以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。また、町の条例にも罰則規定が定められており、「ポイ捨て」「不法投棄」は非常に厳しい罰則の対象になります。

不法投棄を見つけたら情報を！

まず、警察へ通報を…

また、不法投棄かなと思ったら、分かる範囲で結構ですので、次のような点に注意してご連絡ください。

- ①発見した日時及び場所
- ②どのような人がいましたか
- ③どのようなごみが捨てられていましたか
- ④車に書いてある会社名や車輛のナンバーは分かれますか

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 088-694-6813

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。

開設日	開設時間	開設場所
12月15日(水)	午後1時30分～ 午後3時30分	上板町 老人福祉センター

● お問い合わせ ● 上板町役場 総務課 ☎ 088-694-6801

「つながり支援ピアサポートとくしま」からのお知らせ

徳島県「コロナに負けない！女性つながりサポート事業」として、「つながり支援ピアサポートとくしま」が、コロナ禍で不安を抱える女性を対象に「WEB相談や居場所づくり」、「生理用品の提供」を行っています。上板町では下記のとおり実施します。

提供日 12月20日(月) 午前10時～午後3時

提供場所 役場2階 第1会議室

提供の条件 女性1人につき1パック
男性の方にはお渡しできません

提供数 1か月毎に先着30パック (なくなり次第終了となります)

情報は各種SNSでも発信しますがWEB相談の受付窓口は「LINE 公式アカウント」に統一させていただいています。まずは二次元バーコードから「お友達追加」をお願いします。



さくら保育所 お芋ほり

10月19日(火)、さくら保育所でお芋ほりがありました。
子どもたちはスコップを使って一生懸命お芋を掘り返し、大きなお芋も友達と力を併せ、たくさん採ることができました。



人権週間及び人権相談についてのお知らせ

12月4日から10日までは人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々々が達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めております。

上板町、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においては、今年度の人権週間行事のひとつとして、下記のとおり「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待などの人権問題、その他家庭や近隣関係のくらしの悩みごと等のご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

毎年この期間に開催しておりました人権フェスティバルは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止させていただくことになりましたが、12月3日から12月14日に、町内幼稚園児・小学生・中学生の優秀な作品を展示した人権啓発作品展を**技の館 2階ロビー**で開催いたします。中学生の人権啓発作文は、今月号の広報誌に掲載しております。

作品展では、マスク着用のうえ、十分な距離を保ちご覧いただくようご協力をお願いします。

◆◆◆◆◆12月の人権相談◆◆◆◆◆

開催日時 12月3日(金)・16日(木) 午後1時30分～午後4時00分

開催場所 上板町中央公民館・第1会議室(役場2階)



第1回上板町学校運営協議会を開催しました

上板町学校運営協議会(コミュニティ・スクール)が9月1日に発足し、10月6日に第1回学校運営協議会を開催しました。

学校と地域の方々が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育んでいくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、未来を託せる地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

地域とともにある学校づくりをすすめていくために、上板町では上板中学校を拠点校とした学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置するとともに、各小学校においては、学校と地域が一体となって、地域のコーディネーターを中心とした地域の方々の参画により、子どもたちや学校を支える地域学校協働活動を推進していきます。

各学校の活動に対し、どうか皆様のご協力とご支援をお願いいたします。



● お問い合わせ ● 上板町役場 教育委員会 ☎ 088-694-6814

自分らしく生きるために

上板中学校 3年 末 永 好 一

みなさんは、人権とは何かと聞かれたらどう答えますか。すぐに答えられる人や、何か難しいもの、何となくは分かっているが言葉では表せない人もいると思います。人権とは、人間が生まれながらにもっている生命・自由・平等などの権利や、人が自分らしく生きるために、当然な事として認められている権利です。それは、生まれながらにしてもっている肌の色や、顔、性別などを超えて、誰もにそなわっている権利です。この権利は、普通侵されることのないものです。しかし、人権が侵されることがあります。これが、差別です。

「差別」と聞くと、部落差別や人種差別などの社会的な問題や、いじめなどの学校や職場など身近で起きている様々な問題が思い浮かびます。今は少しずつ差別がなくなってきたものの、ゼロにはなっていません。僕は、ここで、なぜ差別は起きるのか、また、差別はなくならないのかと疑問に思いました。

まず、なぜ差別が起きるかです。僕は偏見から差別が生まれると思います。皆さんの心の中には、偏見と分かっている、女性は家事や育児をして、男性は、仕事をしてお金を稼いでく

るという考え方や、男性の方がリーダーシップがあるという考えをどこかでもってしまふことがあると思います。特に高齢者は、このような考え方も持っている人が多いと思います。もちろん、正しい知識をもっている人も増えてきていると思います。しかし、何十年もの間に固まってきた考え方を変えるのは、簡単なことではありません。また、心理学者エリックバーンの言葉「過去と他人は変えられないが、自分と未来は変えられる」からわかるように、間違いを認識し考え方を自ら変えたいと願わなければ、高齢者の考え方を変えるのは、難しいことが分かります。また、今のコロナ禍で、新たな差別問題が生まれています。コロナウイルスの間違った情報は、インターネットを介して世界中に広がります。そして、人々は間違った情報を信じてしまい、差別が生まれる、といったような悪循環がおきています。

では、どのようにしたら差別はなくなるのでしょうか。僕はすべての人が正しい知識を持つことが大切であると考えます。先に述べたように、間違った情報が広がって差別は生まれ拡散していきます。ここで、正しい知識をもってい

れば、間違った情報に流されずに、適切な対処がとれ、差別の芽をつむことができるのではないのでしょうか。そして、差別のない社会を私たち一人一人が想像できるようにすれば、未来は変わっていくものと信じています。

差別をなくすのは、全人類の課題です。差別は昔からあり、それによって、悲しみ、苦しんできた人がいます。差別をなくして、全ての人が自分らしく暮らせる世の中にするためには、お互いを理解して受け入れることが大切です。僕たちが差別の歴史に終止符を打ち、希望の聖火をともし最終ランナーになりましょう。



彩いろど

人には必ず違いがある

上板中学校 2年 中村雄大

「人には一人ひとりの色がある。」そう聞いたのは小学六年生でした。それまで、人は障がい者や外国人など様々な人がいるけど、同じ人間なんだと教わっていました。それから、中学生になり、人権学習を小学生の時よりも、たくさんするようになりました。人には皆違いがあり、それには「目に見える違い」と「目に見えない違い」があることを知りました。それと同時に、逆に同じところはないのだろうかとも考えるようになりました。

それから、学校の友達でも同じ考え方を持つ人や、同じような価値観を持つ人、またその逆で価値観が違う人がいることにも気づきました。たとえば、僕自身が勉強をする理由は、将来なりたい職業に就くためです。しかし、同じ理由で勉強をしている人もいれば、そうではなく、やらないといけないから勉強しているという人もいます。また、僕はプラモデルが好きだけど、弟はゲームが好きだったり、家族で話しているときに、話が噛み合わなかったり、考え方が違っていることがあります。このように、家族であっても好きなことや大事にしているもの、考え方などに違いがあることが分かりました。見た目など、「目に見える違い」はすぐに分かりませんが、このように「目に見えない違い」は意識して生活することで初めて気づくことが

できました。

そして、最近では「目に見えない違い」の中でも性別のことについて考えるようになりました。性別については、人権の授業を通して、LGBTやLGBT+などたくさんのものであることを知り、自分はどの性だろうと考えることがありました。もし、自分が性的マイノリティだったらどうだろうと考えたとき、接し方は変えないでほしいと思いました。なぜなら、急に接し方を変えられたら、その人に嫌われたのではないかと不安になるからです。だから、自分は友達からカミングアウトを受けたとしても、その人への接し方は変えず、これからも今まで通りの友達として接していきたいです。

このようなことを考えているうちに、「人には一人ひとりの色がある」という言葉を思い出しました。そのとき僕は、人の色というものは変わり続けているんじゃないかと考えました。最初産まれたときは「赤」だったとしても、成長するにつれ、「紫」になるなど、色が混ざり合い続けているのではないかと、そう思いました。なぜかというところ、いろいろな経験を積み重ねていくうちに、人との関わり方、性別に対する考え方などの個性も変化していくからです。また、その色は絵の具と同じで二度と同じ色のものは作れないと思います。なぜなら、時は戻

せないからです。それに、たくさん色を混ぜたものは元の色には戻そうとしても戻せません。だからこそ、人には違いがあったり、似ているところがあつたりするのだと思います。人と違う色だからこそ存在する意味があり、生きる道があると僕は考えます。

しかし、色の違いを認められず、自分の価値観を他人に押しつけてしまう人もいます。それは自分と違う色を無理矢理自分と同じ色に変えることであり、それは「いじめ」にもつながるのではないかと僕は考えます。また、そうはならなくてもその人との関係性は悪くなると思うし、価値観を押しつけることは絶対にダメなことだと思えます。押しつけ合うのではなく、互いにそれぞれの「色」を認め合っていくことが、とても難しいけれど、とても大切だと思います。そうして、一人一人の色を認め合い、たくさん色が集まることで、きれいな「彩」が生まれると思えます。この「彩」はたくさん違う色が集まるからこそ生まれるものです。それは学校のクラスでも世界でも同じだと思います。この「彩」は目に見えるかもしれないし、見えないかもわからない、だけど、必ずそれは存在していると思えます。これからこの「彩」を大切に一人一人の人間として生活していきたいと思えます。

マイナンバーカードで 
マイナポイント

2021年12月末まで延長!

マイナンバーカードを
申請した方は
マイナポイントがもらえる!

お好きな
キャッシュレス
決済で使える!

上限 **5,000円** 相当

付与率
25%

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申込みを行い、
選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があり、
2万円の利用で**上限5,000円分のポイントがもらえます。**

※マイナポイントの対象期間を「2021年9月末まで」から「2021年12月末まで」に延長しました。



マイナポイントの利用は
安心・安全です!

- マイナポイントの予約・申込にはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- 国が買い物履歴を収集・保有することはできません。

⚠ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。

⚠ マイナポイントの予約・申込のサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

よくあるご質問について

対象期間

●いつまでにマイナンバーカードを申請すれば、マイナポイントがもらえるの?

2021年4月末までにマイナンバーカードを申請した方はマイナポイントをもらうことができます。カード受取後、マイナポイントの申込みを行い、2021年12月末までのチャージまたはお買い物が対象です。

※マイナポイントの対象期間を「2021年9月末まで」から「2021年12月末まで」に延長しました。

予約・申込

●申込時に必要な決済サービスID・セキュリティコードってなに?

ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する際に必要な情報のことで、入力する情報は決済サービスごとに異なります。



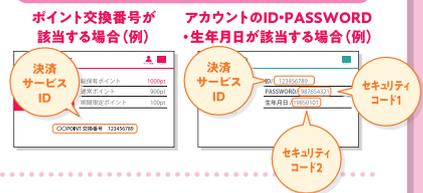
▼プリペイドカード/クレジットカードの場合(例)



▼アプリの場合(例)



▼オンラインサービス上で確認する場合(例)



●どの決済サービスで申し込めるの?

対象となる決済サービスは、**マイナポイント事業ホームページ**でご確認ください。

なお、マイナポイントは、利用規約上、ご本人が、ご本人名義のキャッシュレス決済サービスで申し込む必要があります。決済サービスはおひとつだけ選択していただけますが、申込み後に決済サービスを変更することはできません。

●子どももマイナンバーカードを持っているけど、マイナポイントがもらえるの?

15歳未満の未成年者については、**法定代理人(父・母などの親権者等)**が**マイナポイントの予約・申込**を行うことができます。

また、未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスで申し込むことができます。

※この場合、同じキャッシュレス決済サービスに複数人のマイナポイントを合算することはできないため、法定代理人名義の異なるキャッシュレス決済サービスを選択する必要があります。

申込後

●申込みが完了したかどうかは、どうやってわかるの?

申込状況の完了確認は、**マイナポイントアプリ**または**マイナポイント予約・申込サイト**でできます。

<スマートフォンの場合>

マイナポイントアプリを起動し、「予約・申込状況の確認」をタッチ、マイナンバーカードとパスワード(数字4桁)を使ってログインし確認を行うことができます。

申込状況が「申込済」になれば、申込完了しています。



ポイント付与について

●ポイントが付与されたかどうかは、どうやってわかるの?

申し込んだ**決済サービスのアプリ**や**ホームページの会員ページ**などでご確認いただくことができます。マイナポイントアプリやマイナポイント予約・申込サイトでは確認できません。



マイナンバーカードの受取りのご案内

マイナンバーカードを申請された方には、申請手続きから概ね1か月程度で交付通知書を送付しています。

交付通知書をお持ちで、マイナンバーカードの受取りがお済みでない方は、**お早めに受取をお願いします。**なお、受取りの際にはご予約をいただいております。



- ・予約連絡先
上板町役場 住民人権課 ☎ 088-694-6809
 - ・受付時間
平日 午前9時から午後4時30分まで
(年末年始を除く)
 - ※休日交付(事前予約制)も行っています。詳細は
広報・HPをご参照、またはお電話にてお問い合わせ
わせください。
 - ・受取りの際に必要な書類
- | | |
|-------------------------------------|--|
| ①交付通知書(はがき) | ④本人確認書類(原本) |
| ②通知カード | A. 1点 で確認できるもの
運転免許証、パスポート、在留カード、身体障
害者手帳 等 |
| ③住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お
持ちの方のみ) | B. Aがない場合は2点 (氏名・生年月日または
氏名・住所の記載があるもの)
健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年
金手帳、本人名義の預金通帳、学生証 等 |
- ※15歳未満の方は親権者と一緒にお越しいただき、
追加で次のものがが必要です。
- 親権者の本人確認書類
上記④本人確認書類(原本)のAまたはB
 - 戸籍謄本(親権者と同一世帯または本籍が上板町の
場合は不要)

● お問い合わせ ● 上板町役場 住民人権課 ☎ 088-694-6809

年金相談・お手続きの際は、ご予約を!

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。



● ご予約、お問い合わせ ● 徳島北年金事務所 ☎ 088-655-0200
(音声ガイダンス開始後、1番の次に2番を選択)

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

12月は固定資産税(3期)及び国民健康保険税(6期)の納付月です。

納付期限は12月27日(月)です。

納付期限内にお納めくださいますようお願いいたします。

口座振替の方は、12月27日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

● 口座振替の手続き

納付書と通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込みください。

● ご利用いただける町税

町県民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税

● 取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎ 088-694-6807

高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業について

上板町では、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図ることを目的として、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業を実施しております。

対象者は75歳以上の方となっております。(運転免許証を返納された方は65歳以上から対象です。)

○年額 6,000円分の助成券を以下から自由に選択できます。

- ①バス料金助成券のみ 6,000円分
- ②タクシー料金助成券のみ 6,000円分
- ③バスとタクシー料金助成券

バス	3,000円分
タクシー	3,000円分



※バス料金助成券は徳島バス、タクシー料金助成券は松島タクシーでのみ利用可能です。

その他ご不明な点は健康推進課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎ 088-694-6810

介護保険からのお知らせ

●12月は介護保険料(第5期分)の納付月です。

納期限は令和3年12月27日です。

納期限内にお納め下さいますようお願いいたします。

口座振替の方は、12月27日に引き落としいたしますので残高の確認をお願いします。

被保険者の方に死亡や転出など異動があった場合は健康推進課で資格喪失の手続きが必要です。死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行って下さい。年金手続きについては、受給年金の各年金保険者へお問い合わせ下さい。

●相談窓口

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点として上板町地域包括支援センターがあります。相談業務のほか介護予防事業なども行っています。今すぐに介護保険を使う必要がない場合でも、日常生活に関する相談など気軽に相談してください。



● お問い合わせ ●

上板町役場 健康推進課

☎ 088-694-6810

● お問い合わせ ●

地域包括支援センター ☎ 088-694-5597

上板町老人福祉センター ☎ 088-694-6155

上板町国民健康保険加入者で40歳～74歳の方へ

受け忘れはございませんか？

令和3年度特定健康診査の受診券の有効期限は
令和4年1月31日です！



10,000円相当の健診が

1,000円で
受診できます

受診券が必要になります
再発行可能です

所要時間は

約1時間です

※当日の混雑状況によって
前後する場合があります

集団検診で受ける場合
あなたの受診日は

1月14日

上板町保健相談センター
9:00～10:00受付

受診券の再発行などお問い合わせは健康推進課

☎ 088-694-6810

集団検診のお申し込みは上板町保健相談センター

☎ 088-694-3344

医療機関で受診される方は医療機関へ直接ご予約ください。

保健師からののお知らせです



1 「頸部超音波検査」 受診者募集

実施日 令和4年1月14日(金)

受付時間 9時～11時(時間予約制)

受付場所 上板町保健相談センター 1階 (※受付場所は変更になる場合があります。)

検診項目	対象者	検診内容	自己負担金
頸部超音波検査	20歳以上	超音波検査で頸部(頸動脈、甲状腺)をみます。	3,300円

申込み 12月13日(月)から先着順に受付し、募集人数(24人)に達し次第締め切ります。

申込先 上板町役場 健康推進課 保健相談センター・保健師まで電話 ☎ 088-694-3344) にてお申し込みください。

2 「大腸がん検診・特定健康診査」 受診者募集

実施日 令和4年1月14日(金)

受付時間 9時～10時(時間予約制)

受付場所 上板町保健相談センター 1階 (※受付場所は変更になる場合があります。)



検診項目	対象者	検診内容	自己負担金
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査 2日法	500円
特定健康診査(※受診券が必要)	40歳以上	身体測定、血液検査、尿検査、医師の診察	1,000円

※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方は、特定健診と同時に風しん抗体検査を受けることができます。
(クーポン券が必要です。)抗体検査を希望される方は、お申し込みください。

申込み 受診を希望される方は1月7日(金)までにお申し込みください。

申込先 上板町役場 健康推進課 保健相談センター・保健師まで電話 ☎ 088-694-3344) にてお申し込みください。

*特定健診の申し込み者数が一定人数に満たない場合、健診実施機関の都合により集団健診を中止させていただく場合があります。ご了承ください。

3 子宮頸がん検診・乳がん検診(個別検診)について

子宮頸がん検診・乳がん検診は、2年に1回の受診間隔で県内広域医療機関にて検診を受けることができます。

検診名	対象者	自己負担額	検診期間(医院の診療時間内)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,200円	令和4年3月31日まで
乳がん検診	40歳以上の女性	1,500円	

4 胃内視鏡検診(個別検診)について

胃内視鏡検診は、2年に1回の受診間隔で県内広域医療機関にて検診を受けることができます。

(同一年度に胃部エックス線検査と併用はできません。)

検診名	対象者	自己負担額	検診期間(医院の診療時間内)
胃内視鏡検診	50歳以上の方	4,100円	令和4年3月31日まで

子宮頸がん検診・乳がん検診(個別検診)、胃内視鏡検診(個別検診)を希望される方は、健康推進課 保健相談センター 保健師までお問い合わせください。 ☎ 088-694-3344

5 インフルエンザ予防について

例年、12月頃からインフルエンザの流行シーズンを迎えます。

インフルエンザ予防接種は、インフルエンザの発症を完全に防ぐことはできませんが、発症しても重症化するのを防ぐ効果があります。予防接種を受けてから抗体ができるまでに2週間程度かかりますので、インフルエンザが流行する前の12月中旬くらいまでに接種を受けておくことをおすすめします。

また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ予防のために、インフルエンザ予防接種と併せて次のことを心がけましょう。

- ・手洗いを日常的に行いましょう。
- ・人混みはできるだけ避け、人混みに出るときはマスクをしましょう。
- ・十分に栄養と休養をとり、体力や抵抗力を高め、体調管理を行いましょう。
- ・室内では加湿器などを使用し、乾燥を防ぎましょう。



6 インフルエンザ予防接種を受けましょう

高齢者個人の発病および重症化を防ぐために、季節性インフルエンザの予防接種を下記のとおり行います。接種を希望する方は、**⑥の接種医療機関へ直接申し込んでください。**

① 対象者

1. 上板町に在住している65歳以上の者。(昭和31年10月・11月・12月及び昭和32年1月生まれの方は、満65歳に到達した日から接種対象になります。)
2. 60歳から65歳未満の者であって、心臓、じん臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。
3. 1または2に該当し、自分で接種の意思確認ができて予診票に自分で署名できる者。(自署できない方は、代筆者が署名し、代筆者の氏名、住所、電話番号、被接種者との続柄を記載すること。)

② 実施期間

令和3年10月1日から令和4年1月15日(医院の診療時間)

(この期間以外にうけた方は、定期予防接種の該当にはなりません。)

③ 接種回数

1回

④ 持っていくもの

健康保険証または後期高齢者医療被保険者証(住所と年齢確認のため)

予診票

接種済証

※町内接種医療機関には設置しております。

⑤ 費用

自己負担額は、1,600円です。

⑥ 町内接種医療機関(あいうえお順)

井内内科 井内廣重医師 ☎ 088-694-5353	友成医院 友成信二医師 ☎ 088-694-5515
井関クリニック 井関俊彦医師 ☎ 088-637-6066	野田医院 野田泰弘医師 ☎ 088-694-2009

※町内接種医療機関には予診票等を設置しておりますので、直接町内接種医療機関へお申し込みください。

⑥の町内接種医療機関以外で接種を希望される方には、予診票等を窓口へ取りにお越しいただくか、郵送にてお渡しいたしますので、上板町役場 健康推進課(保健相談センター) ☎ 088-694-3344 までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 保健相談センター ☎ 088-694-3344

7 ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、1年を通して発生していますが、特に冬季に多く、例年11月ごろから増加し、12月をピークとして、3月まで多く発生しています。

冬は特に
ご注意!

感染経路

①食品からの感染（食中毒）

- ・ウイルスの蓄積した、加熱不十分な二枚貝など
- ・感染した人が調理をして汚染された食品

②ヒトからの感染（感染症）

- ・感染している人のふん便やおう吐物からの感染
- ・家庭や施設内等で飛まつ等による感染



正しい手洗いの手順

潜伏期間と症状

〈潜伏期間

（感染から発症までの期間）

24～48時間

〈主な症状〉

- ・吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱が1～2日続く。感染しても発症しない場合や軽い風邪のような症状の場合もある。
- ・子どもやお年寄りなどは、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも要注意。

予防方法

①食品からの感染予防

- ・カキ等の二枚貝は、中心部までしっかり火を通して（中心温度が85℃～90℃で90秒以上の加熱）食べる。
- ・二枚貝の調理に使った食器類の洗浄消毒を徹底する。
- ・手洗いを徹底する。

②人からの感染予防

- ・感染者のおう吐物やふん便は正しく処理を行い、感染の広がりを防ぐ。マスクや手袋等を着用し、処理後は手を洗う。
- ・ノロウイルスには塩素消毒が有効。

できていますか？ 衛生的な手洗い



2度洗いが効果的です!
2～9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

*アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

©公益社団法人日本食品衛生協会

(公社) 日本食品衛生協会 平成26年度食品衛生指導員巡回指導資料より

12月 保健行事予定表

I. 健康相談・健康教育

月/日	時間	場所	内容	担当
12/7	10:00～11:30	保健相談センター	個別健康相談 健康教育	保健師・理学療法士
1/4	10:00～11:30	保健相談センター	個別健康相談	保健師

II. がん検診（40歳以上の方）

月/日	受付時間	受付場所	内容	料金
12/9	8:30～11:30 (時間予約制)	保健相談センター	胃がん検診 肺がん検診 喀痰検査 大腸がん検診 特定健康診査	胃がん 1,000円 肺がん 0円 喀痰検査 500円 大腸がん 500円 特定健康診査 1,000円

月/日	時間	受付場所	内容	該当者
12/9	13:30～15:30 (時間予約制)	保健相談センター	乳がん検診（マンモグラフィ撮影） 金額：1,500円	40歳以上の女性の住民の方 募集人数 30名

III. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
12/1	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和3年1月2月、 令和3年7月8月生

2. 1歳6か月児健康診査

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
12/16	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、聴力検査、発達・育児・歯科・栄養相談	令和2年3月1日～ 令和2年5月31日生

※受付場所は変更になる場合があります。
○がん検診・特定健康診査は事前に申し込みが必要です。電話での申し込みもできます。
○申込先・問い合わせ
健康推進課（保健相談センター） ☎ 088 - 694 - 3344

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

令和3年12・令和4年1月分

(12/1～1/10まで)

在 宅 当 番 医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:00 休日 9:00～22:00

12月	日	担当	電話番号
1(水)	中川整形外科	641-2288	
2(木)	稲次病院	692-5757	
3(金)	浜病院	692-2317	
4(土)	小松泌尿器科	692-1277	
5(日)	こやま小児科内科クリニック	637-3211	
6(月)	清水内科	692-8900	
7(火)	あいずみ皮ふ科	692-9211	
8(水)	奥村医院	692-2403	
9(木)	山田眼科 藍住	692-8118	
10(金)	矢野医院	692-4411	
11(土)	藍住川島クリニック	692-0110	
12(日)	増田クリニック	693-3020	
13(月)	山根眼科	692-8171	
14(火)	西條内科耳鼻科	692-8711	
15(水)	富本小児科内科	692-7228	
16(木)	中山産婦人科	692-0333	
17(金)	内科クリニック・オクムラ	692-4771	
18(土)	こうのINRクリニック	693-1103	
19(日)	藍住川島クリニック	692-0110	
20(月)	きはら耳鼻咽喉科医院	693-0087	
21(火)	こやま小児科内科クリニック	637-3211	

1月	日	担当	電話番号
22(水)	大久保内科	692-1220	
23(木)	杉みね整形クリニック	693-1021	
24(金)	増田クリニック	693-3020	
25(土)	藍住たまき青空クリニック	678-7727	
26(日)	大久保内科	692-1220	
27(月)	小松泌尿器科	692-1277	
28(火)	藍住川島クリニック	692-0110	
29(水)	きたじま田岡病院	698-1234	
30(木)	きたじま田岡病院	698-1234	
31(金)	きたじま田岡病院	698-1234	
1(土)	きたじま田岡病院	698-1234	
2(日)	きたじま田岡病院	698-1234	
3(月)	きたじま田岡病院	698-1234	
4(火)	こうのINRクリニック	693-1103	
5(水)	藍住たまき青空クリニック	678-7727	
6(木)	安芸内科	692-6111	
7(金)	竹本内科	672-0174	
8(土)	安芸内科	692-6111	
9(日)	藍住たまき青空クリニック	678-7727	
10(月)	竹本内科	672-0174	

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認
稲次病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

こつ そしょうしょう 食生活で骨粗鬆症を防ごう!

高齢者の場合は、骨折をきっかけにして足腰の筋力が弱り、寝たきりや介護が必要な状態に陥る人が少なくありません。

人生100年時代となり、健康寿命を延ばすためには、骨粗鬆症を予防し、骨の健康を保つことが決め手になります。できるだけ若い頃から、食生活に気を配って骨粗鬆症を防ぎましょう!

●カルシウム自己チェック表 毎日の食事でどれくらい食べていますか?

項目	0点	0.5点	1点	2点	4点
1 牛乳	ほとんど飲まない	月1~2回	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日
2 ヨーグルト	ほとんど食べない	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日	ほとんど毎日2個
3 チーズなどの乳製品やスキムミルク	ほとんど食べない	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日	2種類以上毎日
4 大豆、納豆などの豆類	ほとんど食べない	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日	2種類以上毎日
5 豆腐、がんも、厚揚げなどの大豆製品	ほとんど食べない	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日	2種類以上毎日
6 ほうれん草、小松菜、チンゲンサイなどの青菜	ほとんど食べない	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日	2種類以上毎日
7 海藻類	ほとんど食べない	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日	-
8 ししゃも、丸干しいわしなど骨ごと食べられる魚	ほとんど食べない	月1~2回	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日
9 しらす干し、干しえびなどの小魚類	ほとんど食べない	週1~2回	週3~4回	ほとんど毎日	2種類以上毎日
10 朝食、昼食、夕食と1日に3食を食べますか?	-	1日1~2食	-	欠食が多い	きちんと3食

判定

- ◆20点以上：よい
- ◆16~19点：少し足りない
- ◆11~15点：足りない
- ◆8~10点：かなり足りない
- ◆0~7点：まったく足りない

●カルシウム、ビタミンD、ビタミンK、たんぱく質が骨粗鬆症の予防に重要

牛乳や乳製品は、カルシウムを多く含むので、積極的にとりましょう。また、ビタミンDやビタミンK、骨の構成成分であるコラーゲンの原料となるたんぱく質の摂取も必要です。毎日骨骨（コツコツ）とっていきましょう。

ビタミンD	ビタミンK	たんぱく質
カルシウムの吸収を助ける	カルシウムを骨にくっつける	コラーゲンの原料となる
		
魚（鮭、いわし丸干し、さんま等） きのこ（きくらげ、干し椎茸等）	納豆、野菜（小松菜、ほうれん草、ブロッコリー等）、カットわかめ等	肉、魚、卵、大豆製品、乳製品

家族やご近所で 高齢者を住宅火災から守ろう！

その住宅用火災警報器、いざという時に鳴りますか？

住宅用火災警報器は、経年による電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなったり、故障しやすくなったりすることがあります。定期的に点検を行い、作動しない場合は電池や住宅用火災警報器本体の交換を検討しましょう。



住宅用火災警報器を
設置しましょう！

住宅用火災警報器 | 点検の方法

テストは、本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検します。

正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。詳しくは説明書をお読みください。

<音が鳴らない時は> 次のことを確認しましょう。

- ・電池切れではありませんか？
- ・電池はきちんとセットされていますか？

上記の確認をしてもならない場合は、住宅用火災警報器本体の故障が考えられます。本体の交換をしましょう。



日頃のお手入れ

住宅用火災警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。

台所に取り付けた住宅用火災警報器は、油や煙などで汚れが付くことがあります。布に水やせっけん水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取りましょう。



本体の交換

何年も前に設置された住宅用火災警報器は、経年により電子部品等が劣化します。

設置年月や製造年を確認し、取扱説明書等を読み設置10年を経過したものは、本体の交換を検討しましょう。



ピッ...ピッ...と音が鳴ったり、ランプが点滅するのは故障や電池切れを知らせるサインです。

警報器が鳴った時は？

<火災の時は>

- ・大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。
- ・可能なら消火を行ってください。
- ・消火が難しそうな場合は、速やかに避難してください。

<火災ではない時は>

- ・火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴った時は、警報音停止ボタンを押すか、付属のひもを引きます。また、室内の換気をする、警報音は止まり通常の状態に戻ります。

● お問い合わせ ● 板野西部消防組合消防本部予防課 板野郡板野町羅漢字前田 35 番地
☎ 088-672-0198 FAX 088-672-2977

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

送り付け商法のトラブルに注意！

カニなどの食料品や健康食品など、注文した覚えのない商品が一方向的に送り付けられても、直ちに処分することができるという制度が、2021年7月6日から始まっています。

アドバイス

- 身に覚えのない商品を受け取ってしまった、すぐに処分することができます。
- 一方向的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う必要はありません。仮にその商品を開封や処分しても、支払いは不要です。

- 代金を請求され、支払い義務があると誤解して支払ってしまったとしても、その金銭については返還を求めることができます。

- また、届いた商品が誤配送や家族・知人からの贈り物だったという場合もありますので、心当たりがあれば確認を取りましょう。

消費生活に関するご相談は下記窓口までお気軽にご相談ください。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。

上板町消費生活相談窓口 ☎ 088-694-6816

秘密厳守・相談無料 受付 平日9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝・年末年始を除く)



上板町で新婚生活を始められる方を応援致します!!

上板町で新婚生活を始められる方に対して、生活にかかる居住費（住宅購入にかかった費用、家賃、敷金、礼金、共益費等）、引越し費用を補助します。

補助金額

上限

30万円

※申請時に支払いが完了している、居住費、引越し費用が対象。



申請期間

令和3年

4月1日～

令和4年

3月31日

※予算の範囲内で先着順に受付しますので、申込み状況によっては補助を受けられない場合があります。

対象者

- ・令和3年4月1日～令和4年3月31日までに結婚した夫婦。
- ・結婚時夫婦共に39歳以下であること。
- ・夫婦合算の世帯所得が400万未満であること。（世帯収入約540万未満に相当）
- ・町税の滞納がないこと。
- ・5年以上継続して上板町に居住する意思があること。

申請時ご用意いただくもの

- ・婚姻がわかるもの（婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書）
- ・住民票の写し
- ・所得がわかるもの（納税通知書、所得証明書など）
- ・住宅の売買契約書及び領収書
- ・賃貸借契約及び領収書
- ・引越しに係る領収書 等

● 補助制度に関するお問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

あなたの結婚を応援します!

近年の晩婚化・未婚化・少子化を踏まえ積極的な結婚活動を促進するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録料を補助します。

開設5周年キャンペーン期間中
今だけ入会登録料2,000円引き
10,000円→8,000円（有効期間2年）

キャンペーン期間
令和3年7月31日～12月28日
※その他にもお得な特典があります。

補助金額について

対象経費

マリッサととくしまマッチング会員登録料の半額（補助率1/2）

例）会員登録料10,000円 → 5,000円補助（補助率1/2）

会員登録料8,000円 → 4,000円補助（補助率1/2）

対象者

上板町に現住所がある20歳以上の独身の方

入会をお考えの場合は補助のご活用も併せてご検討ください!

申し込み手順

マッチング会員登録

マリッサととくしまにて会員登録

申請

登録支払証明書類（領収書又は振込明細書）、印鑑をご用意いただき、役場企画防災課にて申請

※詳しくは下記までお問い合わせください。

● マッチングシステムに関するお問い合わせ ●

とくしまマリッジサポートセンター ☎ 088-656-1002（水曜・木曜休み）<http://www.msc-tokushima.jp/>

● 補助制度に関するお問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎ 088-694-6824

ひとりで抱えこまずに まずはご相談ください

生活困窮者自立支援事業



仕事が長続きしない
働きたいけど仕事が見つからない
社会に出るのが怖い
収入が不安定で、
家計のやりくりが難しい …など



生活に不安を抱えひとりで悩んでいる方、まずはご相談ください。一人ひとりの状況に合わせて自立に向けた支援プランを立て、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。ご家族やまわりの方からのご相談も受付けております。

お問い合わせ

くらしサポートセンター上板 ☎ 088-694-6155

●場 所 上板町社会福祉協議会（上板町西分字橋西1-11）

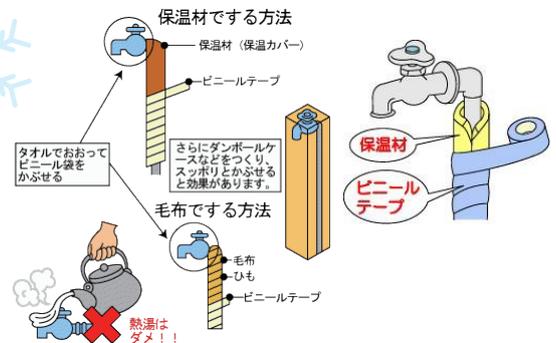
●時 間 8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

相談無料
秘密厳守

凍結防止について

これからは、寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は、凍結する恐れがあります。

凍結管に熱湯をかけて溶かそうとすると、水道管が急激な温度変化により破損する恐れがありますので、夜間の内に防寒布等で保護し、水道事故を予防しましょう。



水道課からのお知らせ!

※宅内漏水にご注意ください!

宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと、水漏れがわかります。

- ①家中の蛇口を全て閉めましょう。
- ②メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。
銀色か赤色の星のような形のもの（パイロット）を、確認しましょう。
- ③パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。

漏水が見つかったときは、個人負担で早急に修理してください。



パイロット

● お問い合わせ ● 上板町役場 水道課 ☎ 088-694-6817

上板町馬道テニスコートご利用について

令和3年4月1日より、上板町馬道テニスコート運営管理内規を制定しました。ご理解の上、利用者の皆様は、近隣住民の皆様にご迷惑をお掛けしないよう下記事項等（上板町馬道テニスコート運営管理内規）を必ず守っていただくとともに、利用者の皆様が気持ち良く利用できる施設となるようご協力をお願いいたします。



- ① テニスコート内及び駐車場では、バーベキューやロケット花火・打ち上げ花火、たき火など、火気の使用を伴う行為は禁止します。
- ② 利用時間は午前9時から午後5時までとします。
- ③ 自分で出した「ごみ」は、必ず持ち帰ってください。
- ④ 感染症の対策やマナー向上のため、予約制となっています。予約については上板町馬道会館でお願いします。
- ⑤ 申請については、1団体につき1日4時間を上限とさせていただきます。また、予約については1週間以上先の予約はできないものとします。（南北にコートがありますが1団体につき、どちらかしか予約できないものとします。）
- ⑥ その他、近隣住民等の迷惑となる行為は絶対にしないこと。

なお、地元支部（自治会）や関係者の方からの苦情等がなくなる場合は、テニスコートの利用を制限させていただく場合もありますので、予めご了承ください。

● お問い合わせ ●

管理者 上板町環境保全課 ☎ 088-694-6813
予約連絡先 上板町馬道会館 ☎ 088-694-4868

来年の干支・お守りのあまびえを作ってみませんか？

ハンドメイド好きの方に人気の「レジン」

様々な型に好きなパーツを入れて固めます。

来年の干支トラ、またはお守りのあまびえをレジンで作ってみませんか。

日時 令和3年12月17日(金)
午後1時30分～

定員 15名(先着となりますので、お早めに電話でお申し込みください)

材料費 600円～1000円程度

場所・お問い合わせ

馬道会館

上板町西分字原淵18番地2

☎ 088-694-4868

ベトナムのフォー(ヌードル)を試食しませんか？

フォーはベトナムを代表する料理で平たいライスヌードル。

フォーを食べながら、ベトナム人から簡単な挨拶や文化を学びましょう。

日時 令和4年1月6日(木)
午前10時～

定員 15名(先着となりますので、お早めに電話でお申し込みください)

参加費 無料

対象 児童生徒(保護者同伴可)

場所・お問い合わせ

馬道会館

上板町西分字原淵18番地2

☎ 088-694-4868

正月用のガーデニングしてみませんか？

何かと人が集まる事が多い年末年始を冬のお花でお迎えしましょう。



日時 令和3年12月22日(水)
午後1時30分～

申し込み締め切り

12月17日(金) 午後5時まで

材料費 2,000円

場所・お問い合わせ

馬道会館

上板町西分字原淵18番地2

☎ 088-694-4868

ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、

さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。

『あい』のご利用案内

- ☆場所 上板町ふれあいセンター2階
上板町役場より西へ300メートル
上板町商工会西隣
- ☆受付時間 月曜日～金曜日
午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝日は休み）
- ☆相談は、電話相談と来所（面接）相談があります。
 - ・これまでの経緯や現状についてお聞きし、今後のことを一緒に考えます。
 - ・定期的に来ていただいて継続してご相談をお受けします。
 - ・相談者に適した相談窓口や、利用できるサービスの情報をご紹介します、おつなぎします。
 - ・必要に応じて訪問支援もおこないます。
- ☆相談は無料です。秘密は厳守します。
匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

電話相談

《受付時間》
月曜日～金曜日
午前9時00分～午前12時00分まで
午後1時00分～午後5時00分まで
☎088-637-6006



来所（面接）相談

《予約方法》（事前予約）
まずは電話で相談し、来所（面接）相談の予約をしてからお越しください。

《場所》
ふれあいセンター2階 『あい』相談室

相談したいけど、
平日は時間がとれない…

平日の利用が難しい方には、毎月 第4土曜日の 午後7時00分～午後9時00分まで『あい』で 電話相談及び来所（面接）相談を受け付けています。
※電話相談・来所（面接）相談ともに、12月24日（金）の午後5時00分までに 事前に電話予約をお願いします
12月の相談日は、12月25日（土）です。お気軽にお電話、来所ください。

日本遺産 藍のふるさと阿波 古文書巡回展示

「古文書から読み解く!～阿波藍を生業とした先人の歴史～」 開催のご案内

令和元年度に日本遺産に認定された「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」古文書調査事業で調査を行った古文書が9市町を巡る古文書巡回展を開催します。

上板会場は技の館にて、12月3日（金）～14日（火）までの期間、巡回史料と共に、上板町内で発見された紺屋史料「近江屋文書」の展示のほか、町内4幼稚園の園児が藍のインクを使って作成した「ポンポンスタンプポストカード」の展示を行います。

藍のプレゼントがもらえる9市町合同企画のスタンプラリーや、古文書体験ワークシート、目指せ藍大尺!双六など、様々なコンテンツをご用意していますので、ぜひ技の館にご来館ください。

- 日時 令和3年12月3日（金）～12月14日（火）（月曜休館）
午前9時～午後4時30分
- 場所 上板町技の館
- 内容 藍に関する古文書の展示（巡回史料）
「近江屋文書」
「町内4幼稚園生による作品展示」

藍のふるさと阿波 古文書巡回展示

「阿波藍を生業とした先人の歴史」

2021. 10.12 Sun

2022. 03.13 Sun

入場料 無料 Free

All over TOKUSHIMA

阿波市 日程：10/12-17 会場：阿波市立総合文化センター	石井町 日程：11/5-9 会場：石井町立総合文化センター	吉野川市 日程：11/20-21 会場：吉野川市立総合文化センター
上板町 日程：12/3-14 会場：上板町技の館	徳島市 日程：12/17-19 会場：あまのこ文化ホール *阿波藍、阿波藍の歴史に関する展示	坂野町 日程：1/15-23 会場：坂野町文化ホール
美馬市 日程：1/27-2/7 会場：美馬市立総合文化センター	北島町 日程：2/19-27 会場：北島町立総合文化センター	藍住町 日程：3/5-13 会場：藍住町立総合文化センター

開催時間 会場により開催時間が異なります。詳しくは各町のホームページ、またはスマートフォンアプリでご確認ください。

展示品 (例) 藍染工作の良縁織りなど阿波藍の生産、製造、消費の歴史、消費の歴史のあゆみに関する古文書を展示。
※本事業は令和3年度文化芸術振興補助金（地域文化財団文化芸術振興事業）を支援して実施しています。
※イベントにより費用が発生する場合がございます。

主催：藍のふるさと阿波魅力発信協議会事務局

れきみん 冬休み企画のお知らせ

上板町立歴史民俗資料館では次の日程で「れきみん冬休み企画」を開催します。

れきみん冬休み企画

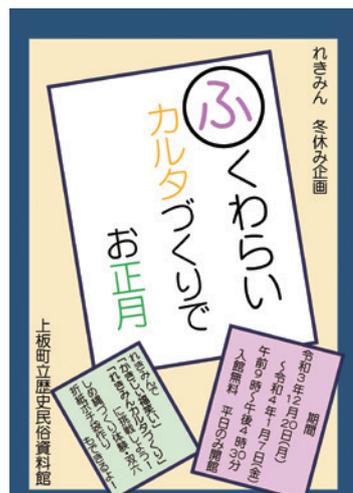
令和3年12月20日(月)～令和4年1月7日(金)

(平日のみ開館・12月29日～1月3日休館)

開館時間 午前9時～午後4時30分

れきみんで「かきじい福笑い」「れきみんカルタづくり」に挑戦しよう！

しめ縄づくり体験・双六・おりがみポチ袋づくりなど、様々な体験を準備してお待ちしております！



令和3年度 町内ソフトテニス大会

令和3年度町内ソフトテニス大会が、11月7日(日)ファミリースポーツ公園テニスコートにて開催されました。約40名が参加し、一般・中学生の部に分かれて熱戦が繰り広げられました。

気迫あふれるプレーでどの試合も白熱しており、大いに盛り上がりました。



優勝者は以下のとおりです。
(敬称略)

中学生 二年生の部

優勝
森岡 珀久
手塚 友萌ペア

中学生 一年生の部

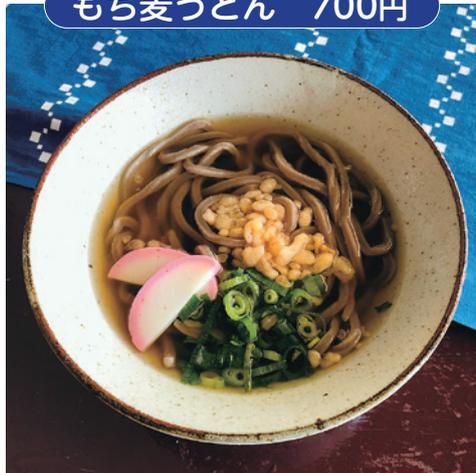
優勝
板東 太一
松本 みのりペア

一般の部

優勝
板東 照之
小寺 寛之ペア

WAZA CAFFE おすすめメニュー紹介♪

もち麦うどん 700円



技の館では、レストランがOPENしています。
今回、紹介するメニューは11月からの新メニューの「もち麦うどん」を紹介をします。

上板では昔からおなじみの亀井製麺所さんのもち麦うどんが新メニューとして登場!!

お出汁は、WAZA CAFFE 特製の甘いお出汁♪もちもちのうどんとよく合いますよ。

寒くなってきたので、あったかいうどんを食べてあったまってくださいね♪

お待ちしております!!

モーニング 8:00～11:00 (LO 10:30)

ランチ 11:00～14:30 (LO 14:00) ※土日営業のみ

場所 技の館〈上板町泉谷字東原32-4〉

次回は、選べるデザートセットのご紹介を予定しています。お楽しみに♪

技の館クリスマスイベントを開催

WAZA CAFFEクリスマスケーキ予約が始まります。

12月24日・25日・26日限定で、クリスマスケーキの販売を行います。
WAZA CAFFEでも人気のチョコレートケーキやショートケーキ、フルーツがのったクリスマスケーキの3種類のケーキを限定発売いたします。

ケーキの予約は、12月4日から開始します。(電話予約は、☎ 088-637-6555)

詳しい内容は、HPに掲載します。

チョコレートケーキ	420円(税込)
ショートケーキ	420円(税込)
クリスマスケーキ	500円(税込)

(8cm×8cm)サイズ



技の館クリスマスイベントを開催します

12月25日(土)に技の館で、親子で楽しめる
クリスマスイベントを開催します。

11時～15時

雨天決行



親子で小さなクリスマスカップケーキ作り

親子で小さなクリスマスカップケーキを作ませんか?クッキーを焼いて飾りつけします。

定員:先着8組限定(1組3名まで。追加は、大人も子供300円ずつ)

参加費:1組1,000円

持ち物:エプロン、三角巾

時間:11時00分～13時00分



かきじいサンタからかきじいクッキーのプレゼント!

かきじいサンタから技の館で新発売された「かきじいクッキー」のプレゼント!

●12時30分～ ●13時30分～の2回(各回30枚ずつ限定)



大きな絵本と紙芝居

大きなクリスマス絵本読み聞かせと紙芝居を行います。

●11時30分～

●14時00分～ 開催

無料

クリスマスゲームでプレゼントをゲットしよう

サンタクロースになって、クリスマスゲームに挑戦してプレゼントを集めて、お菓子をもらおう!

参加費
200円

輪投げや射的など、クリスマス縁日も開催予定!

クリスマスケーキビュッフェ開催♪

25日・26日の両日 WAZA CAFFE でケーキビュッフェを開催します。

●11時00分～14時00分(料理は、無くなり次第終了) 料金:500円/人 ※3歳未満は無料(大人同伴条件)
※60分時間制限

飲み物は、別途料金が必要です。ケーキやお菓子を用意してお待ちしています!

ご来場の皆さまは、感染症対策として、入口で検温・消毒・マスクの着用をお願いいたします。
イベントについてご不明点がございましたら、下記までご連絡ください。

お問い合わせ 技の館 一般社団法人ジャパンプルー上板

〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4

☎088-637-6555 FAX 088-637-6554 Mail:ai@wazanoyakata.com

https://wazanoyakata.com



年金相談・お手続きの際は、ご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆ 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆ お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約、お問い合わせ

徳島北年金事務所 ☎088-655-0200
(音声ガイダンス開始後、1番の次に2番を選択)

HAPPY BIRTHDAY

お誕生おめでとう

(令和3年10月)

- 中西 康敏、優子、大和 やまと 男子(七條)
- 富川 一哉、愛菜、維心 いしん 男子(西分)
- 原田 和浩、美希、みくり 女子(椎本)
- 安岡 健太、愛、和央 な お 男子(七條)
- 眞鍋 光、典子、平大 へいた 男子(瀬部)
- 佐々木 健人、遥香、楓 かえで 女子(西分)
- 杉本 幸佑、彩代、和月 あき 男子(椎本)



学校給食センター 「ふるさとおいしいものコンテスト」を実施しました!



上板町学校食育推進委員会では町内の小中学生を対象に、「みそしる」「豆料理」「野菜を70g以上使った」献立を募集しました。

たくさんの方にご応募いただき、応募された中でも身近な野菜など地場産物を使った献立や味付け、野菜の取り入れ方に工夫を凝らされたもの、実際に給食で取り入れたい献立を応募してくれた10名が優秀賞に選ばれました!

優秀賞に選ばれた献立の中で、実際に調理可能な献立については、給食に取り入れられます。



優秀賞

上板中学校	1年	横山	愛安莉
上板中学校	1年	富永	衣里菜
上板中学校	1年	突當	雅斗
上板中学校	1年	新宮	琴
神宅小学校	6年	小谷	優維
神宅小学校	5年	布川	怜
東光小学校	5年	吉田	大輝
松島小学校	5年	犬伏	洸斗
高志小学校	5年	池方	百花
高志小学校	4年	白石	桜子

刈草を 無料 提供します



吉野川の堤防で発生した刈草を堤防付近や集積場所に置いています。提供条件や設置時期など詳細はお問い合わせください。

▶ 除草作業状況の写真一覧



● お問い合わせ ●

国土交通省 徳島河川国道事務所 吉野川上板出張所
☎088-694-2531 FAX 088-694-2544

吉野川の樹木伐採をしていただける方を募集します

～ 企業等の民間団体も対象です～

徳島河川国道事務所では、吉野川の河川内に自生している樹木を伐採していただける方を募集します。

応募された方は、指定された区画内の樹木を自身で伐採し、持ち帰って薪ストーブの燃料等に自由に活用していただけます。

また、応募は個人での有効活用以外に、企業等の民間団体も可能です。

なお、河川内の伐採を行うことで、治水上の支障が軽減され、更には景観も良くなり不法投棄の抑制に繋がると考えております。

たくさんの応募をお待ちしております。詳細はお問い合わせください。



● お問い合わせ ●

国土交通省 徳島河川国道事務所 吉野川上板出張所
☎088-694-2531 FAX 088-694-2544